

大東市監告示第3号

工事監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律67号）第199条第5項の規定により工事監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成26年2月20日

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 岩 渕 弘

【担当 監査委員事務局】

平成25年度工事監査結果について

I 監査の概要

1 監査実施日

平成26年2月3日

2 監査対象

市が施工中の工事の中から、設計金額、進捗状況等を勘案し、水道部下水道課が所管している「南郷氷野せせらぎ水路整備工事」を本件監査の対象とした。

3 監査方法

本件監査の執行には、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会との間に業務委託契約を締結し、同協会から派遣された技術士の支援の下、関係職員からの説明を聴取しながら書類ならびに現場の調査を行った。

4 監査結果

計画、設計、積算、契約等の事務ならびに現場の施工状況は、概ね良好であった。今後とも技術力の向上に努力されることを期待する。

II 個別的事項

1 工事概要

本工事は、当該水路を含む周辺地域の環境改善のために水路整備を行い、水辺環境の健全化を図るとともに、その施設にアドプト制度を適用することで地元主体の清掃管理による活性化を図り、下水道整備の有用性を市民にアピールするものである。

- | | | |
|------------|----------------|----------------|
| (1) 工事場所 | 大東市南郷町他 | 地内 |
| (2) 工事内容 | せせらぎ水路 | 区間延長 L=128.55m |
| | 水路護岸工 | 区間延長 L=118.31m |
| | 付帯工 | 一式 |
| (3) 工事請負業者 | さくら舗道株式会社 | |
| 住 所 | 大東市南津の辺町 20-33 | |
| 現場代理人 | 緒方竜也 | |
| | 経験年数：10年 | |

監理技術者 なし
主任技術者 高柳勝志(2級土木施工管理技士、平成10年12月5日取得)
経験年数：15年

(4) 設計業務委託業者
キタイ設計(株)

(5) 工事費
設計金額 43,727,250円(消費税等を含む)
請負金額 31,197,600円(同上)

(6) 工事費落札率 (対設計71.2%)
入札形式・業者数：事後審査公募型指名競争入札 (10社)
契約形態：指名競争

(7) 監理業務 自主監理

(8) 工事期間
平成25年11月6日～平成26年3月31日

(9) 調査日現在の工事進捗率
計画出来高 30% 実施出来高 40%

(10) 公告または指名通知 平成25年10月1日

(11) 入札年月日 平成25年10月29日

(12) 財源の内訳 社会資本整備総合交付金 1/3 補助

(13) 低入札の有無 無

(14) 契約年月日 平成25年11月5日

(15) 履行保証体系 公共工事履行保証証券

(16) 工事監督員氏名
水道部 下水道課 工事担当 山本 晃

2 調査の内容及び実施結果等について

【総評】

監査対象工事についての関係書類は良好に整理されていることを確認した。また、その書類に基づき計画・調査・設計・積算・契約・施工管理（品質、出来形、工程、安全）・施工状況など、工事の各段階における技術的事項について書面審査を行うとともに、必要事項について担当職員より適宜説明を受けた。さらに、施工箇所において現場施工実態調査を実施した。これらの書類・現場調査の結果、特に指摘すべき事項はなく総括的に良好に処理されており、適正に執行されていた。

今後、この水路整備が進捗する中で、これまで「ウラ」であった水路敷空間が市民に親しまれる「オモテ」の空間になっていくように期待したい。

（1）計画

この工事は、新世代下水道支援事業により当該水路を含む周辺区域の環境改善を目的として、鴻池下水処理場の高度処理水を利用して水路整備を行うものである。

平成 16 年度～19 年度の「せせらぎ水路送水管整備」事業、平成 20 年度からの「御領せせらぎ水路整備」工事や平成 23 年度からの「氷野せせらぎ水路整備」工事に続く「南郷氷野せせらぎ水路整備」工事であり、最終的には大東市の西側平地部を循環する水路を形成することとなる。

この一連の事業が完成することによりかつて見られた「水郷の町」が再生し、「親水性豊かな水辺空間」が整備されて「市民の憩いの場」が復活する。

またアドプト制度を導入し、予め維持管理について地元との間で「合意」が出来た区間から整備に着手するなど、「地元のせせらぎ」という愛着意識を醸成することに配慮されている。

（2）設計

本工事区間は幅員 5～6m の水路敷を活用した整備であり、この幅員内に小学生の通学路としての機能も求められている。このため、狭い幅員の中で、水路や通学路の整備、さらに水路内には親水性や景観に配慮した植栽柵の設置や要所要所には水辺までの階段の整備などの工夫が行われている。また、水深も 20 センチ程度と浅めに設定されている。さらには、小学生の通学路としての安全性を確保する配慮から、水路際には歩道用横断防止柵の設置も行われる。

なお、仕様書記載事項について表現が不十分な事項や不必要な事項が見られるので今後配慮されたい。

①「仕様書 3. 特記事項 3) 使用機械」について

「設計書における使用機械については、標準歩掛にて使用機械を計上しているものであり、任意で現場条件に適合した機械を使用すること。また、使用機械の変更に伴う

設計変更は行わないものとする。」と記述されているが、「設計書における使用機械については、標準歩掛にて使用機械を計上しているものであり、現場条件に適合した機械に変更する場合は監督員の了解を得て使用すること。また、使用機械の変更に伴う設計変更は行わないものとする。」と修正し、「発注者」「受注者」協議の上の変更であることを記載する方が望ましい。

②「仕様書 3. 特記事項」は本工事の実施に必要な特に留意すべき事項であり、施工者に適確な指示をするという観点から今後は工事に必要な事項に絞った記載をする様に配慮されたい。したがって、「特記事項6) 事業損失防止費に係わる家屋調査について」や「特記事項1 3) その他 ③地盤改良工事……」など本工事の実施に関連のない事項については、特記事項から削除することが望ましい。

(3) 積算

主要工種について重点的に調査をした結果、全体として適正な積算方法と判断できる。また、見積単価についても三者見積の最低単価を採用するなど適正に処理されており、特に指摘すべき事項は無かった。

(4) 契約

入札は事後審査公募型競争入札(10社)によるものであり、契約手続きは適正に執行されていることを確認できた。また契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人届及び主任技術者等の契約に必要な書類は完備されており、その内容は適正であった。

公共工事履行保証保険、労災成立証明書、共済掛金収納書などの書類について調査をしたところ、特に問題になるような点は無かった。

(5) 施工管理

施工計画書は契約後速やかに提出(11月18日付け提出)されており、監督職員による確認もできている。なお、施工計画書の内容についての承認は重要事項であり、口頭回答に併せて書類による回答も行うように徹底されたい。

また、施工現場に掲示が義務付けられている建設業の許可票、労災保険関係成立票、施工体系図なども一般の人から見やすい場所に設置されており問題点は見受けられなかった。

(6) 施工状況

工事箇所は、目視の限り設計図書に従って良好に施工されていると判断できる。作業場内の整理整頓、安全管理も良好であり特に問題となる点は見受けられない。

さらに施工現場と交差道路の接続箇所についてはガードマンの配置(積算上は工期100日 2人配置)やバリケードによる一般歩行者の進入防止対策が取られるなど適正に管理されており特に問題となるような点は見受けられなかった。

今後、工期末に向けて工事の進捗にあわせて工事打ち合わせも頻繁になることが予想される。工事日報、工事写真等の必要な報告書類については引き続き工事の適正な履行確認のためにも適宜提出を求めるようにされたい。

使用材料については、特記仕様書に規定されており引き続き適宜監督職員の確認や品質証明書などの提出により確認をされたい。

工期も残り少なくなってきたが、今後完工に向けて安全管理・工程管理に十分に配慮し工程通りに無事故、無災害で竣工を迎えられるようお願いする。